

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 七〇〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件六件 七〇〇
- 道路の区域を変更する件 七〇二
- 道路の供用を開始する件 七〇二
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 七〇三
- 水防警報を発する河川を指定する件 七〇三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 七〇三
- 落札者を決定した件 七〇九
- 福島県教育委員会 七〇九
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を廃止する件 七〇九
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件三件 七〇九
- 福島県選挙管理委員会 七〇九
- 不在者投票のできる施設として指定した件 七〇〇

告 示

福島県告示第九百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年十二月二十一日から平成三十一年四月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい信夫ヶ丘店・平成やおや福島東店 福島県福島市矢倉下五番ほか
 - 二 変更しようとする事項
 - 1 荷さばき施設の面積
（変更前） 八十平方メートル
（変更後） 五十六平方メートル
 - 2 廃棄物等の保管施設の容量
（変更前） 四十三立方メートル
（変更後） 四十一立方メートル
 - 三 変更しようとする年月日
平成三十一年八月七日
 - 四 届出年月日
平成三十年十二月七日
 - 五 届出をした者
株式会社いちい
株式会社アイホールディングス
- （商業まちづくり課）

福島県告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町奥川大字大綱木字丸山二二七五の一、二二七五の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸山二二七五の一（次の図に示す部分に限る。）、二二七五の二
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第九百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町奥川大字元島字子日谷地三二一七の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字子日谷地三二一七の一(次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができ立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第九百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字軽井沢字釜場一〇三九の一、一〇三九の三、一〇三九の六、一〇四一の一〇、字塩ノ前一〇一〇の一、一〇一〇の二
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字釜場一〇三九の三・一〇四一の一〇・字塩ノ前一〇一〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第九百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峯四三三〇の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴ヶ峯四三三〇の一(次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 大沼郡金山町大字川口字上岩下 二三三三の二、一三三三の四から一三三三の六まで、一三四五、一三四七、一三四八、一三五四の一、一三五五、一三五六の一から一三五六の三まで、一三五七、一三五七のイ、一三五七のロ、一三五七のハ、一三五七のホ、一三五七のヘ、一三五八、一三五九の七、一三五九のホ、一三五九のヘ、一三六〇の一、一三六三、一三六四、一三八二、一三八三、二四二二の一、二四二三の一、二四二三の三、二四二三の四、二四二三の六、二四二三の七、二四二三のロ、二四二三のホ、二四二三のチ、二四二三のリ、二四二五の二、二四二五のイ、二四二五のハ、二四二五のニ、二四二五のホ、二四二五のヘ

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬郡新地町駒ヶ嶺字山屋敷七四、八二の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡楢葉町大字山田 浜字坂下一二番一地从先 から 同 郡同 町大字下繁 岡字一丁坪一番一地从先 まで	変更前	A 三・四 B 三九・〇	五、〇六〇・〇
		変更後	A 三・四 B 三九・〇	四、七七〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡橋葉町大字井出字谷地二三番一地从り 同 郡同 町大字井出字三平下七番一地从り	平成三〇年十二月二一日

(道路計画課)

福島県告示第九百十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
一般国道一四号	双葉郡浪江町権現堂字六反田四七番二地先から同郡同町権現堂字六反田二番一地从りまでの上り線 双葉郡浪江町権現堂字町場一一八番地先から同郡同町幾世橋字知命寺一二番三地从りまでの下り線

(道路計画課)

福島県告示第九百十七号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を発する河川として、次の河川を指定する。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

河川名	区 域
大森川	左岸 福島市大森字腰巻から福島市南町まで 右岸 福島市大森字腰巻から福島市郷野目宝来町まで

安達太良川
左岸 本宮市本宮字沼田から本宮市本宮字荒町まで
右岸 本宮市本宮字瀬樋内から本宮市本宮字下町まで

大塩川
左岸 喜多方市熊倉町都字上川原乙から喜多方市塩川町東栄町六丁目まで
右岸 喜多方市熊倉町熊倉字物江から喜多方市塩川町東栄町六丁目まで

(河川整備課)

福島県告示第九百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成三十年十二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
小名沢	石川郡古殿町大字松川字小名沢	土石流	次の図のとおり
小名沢2号	同 郡同 町大字松川字小名沢	土石流	
入道沢	同 郡同 町大字松川字滝ノ平	土石流	
三株沢	同 郡同 町大字松川字三株	土石流	
三株沢2号	同 郡同 町大字松川字三株	土石流	
三株沢3号	同 郡同 町大字松川字三株	土石流	
大原沢2号	同 郡同 町大字松川字大原	土石流	
松風沢3号	同 郡同 町大字松川字前木	土石流	

大沼沢	同 郡同 町大字松川字前木	土石流
萱附沢	同 郡同 町大字松川字萱附	土石流
堀越沢2号	同 郡同 町大字大久田字ヲテ	土石流
堀越沢3号	同 郡同 町大字松川字堀越	土石流
西堀越沢	同 郡同 町大字大久田字ヲテ	土石流
戸倉内沢	同 郡同 町大字松川字西渡	土石流
才内沢2号	同 郡同 町大字松川字横川	土石流
横川沢	同 郡同 町大字松川字横川	土石流
寺作沢4号	同 郡同 町大字松川字寺作	土石流
作根沢3号	同 郡同 町大字山上字作根	土石流
作根沢4号	同 郡同 町大字山上字作根	土石流
太夫内	二本松市東新殿字太夫内	急傾斜地の崩壊
手倉石	同 市百目木字手倉石	急傾斜地の崩壊
仲ノ内	同 市百目木字仲ノ内	急傾斜地の崩壊
苗掘	同 市百目木字苗掘	急傾斜地の崩壊
町	同 市百目木字町	急傾斜地の崩壊
搦手	同 市百目木字搦手	急傾斜地の崩壊
向町	同 市百目木字向町	急傾斜地の崩壊

境ノ岫	同 市百目木字境ノ岫	急傾斜地の崩壊
石田1号	同 市茂原字石田	急傾斜地の崩壊
石田2号	同 市茂原字石田	急傾斜地の崩壊
石田3号	同 市茂原字石田	急傾斜地の崩壊
下名目津1号	同 市百目木字下名目津	急傾斜地の崩壊
下名目津2号	同 市百目木字下名目津	急傾斜地の崩壊
若林2号	同 市茂原字若林	急傾斜地の崩壊
上名目津1号	同 市百目木字上名目津	急傾斜地の崩壊
上名目津2号	同 市百目木字上名目津	急傾斜地の崩壊
二本木	同 市田沢字二本木	急傾斜地の崩壊
姥神	同 市田沢字姥神	急傾斜地の崩壊
高井1号	同 市田沢字高井	急傾斜地の崩壊
高井2号	同 市田沢字高井	急傾斜地の崩壊
上久保	同 市田沢字上久保	急傾斜地の崩壊
中沓掛	同 市田沢字中沓掛	急傾斜地の崩壊
下沓掛	同 市田沢字下沓掛	急傾斜地の崩壊
落合	同 市田沢字落合	急傾斜地の崩壊
拾駄畑	同 市田沢字拾駄畑	急傾斜地の崩壊

天王山	日向1号	硯石	山ノ神	中ノ久保	東前	和田2号	和田1号	福崎	東町	清水前2号	清水前1号	明神	松ヶ苗	鶴巻2号	鶴巻1号	白坂	下黒川2号	大平	
同 市表郷中野字天王山	同 市表郷番沢字日向	同 市表郷番沢字硯石	同 市表郷堀之内字山ノ神	同 市表郷堀之内字中ノ久保	同 市表郷八幡字東前	同 市表郷八幡字和田	同 市表郷八幡字和田	同 市表郷八幡字福崎	同 市表郷小松字東町	同 市表郷小松字清水前	同 市表郷小松字清水前	同 市白坂字明神	同 市白坂字松ヶ苗	同 市白坂字鶴巻	同 市白坂字鶴巻	同 市白坂字白坂	同 市白坂字下黒川	同 市白坂字大平	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂 防 課)

公 告

畑中	同 市東釜子字畑中	急傾斜地の崩壊
岩沢1号	同 市東蕪内字岩沢	急傾斜地の崩壊
岩沢2号	同 市東蕪内字岩沢	急傾斜地の崩壊
池ノ入	同 市東形見字池ノ入	急傾斜地の崩壊

公告第283号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年12月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
防 毒 マ ス ク 用 吸 収 缶 14,046個
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社千代田テクノル 東京都文京区湯島一丁目7番12号
- 5 落札金額
40,503,045円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年10月16日

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十九年福島県教育委員会告示第二号）は、平成三十一年一月十七日限り廃止する。
平成三十年十二月二十一日
福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）第十七条第一項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を次のとおり定め、平成三十一年三月十四日以降に合格者を発表する試験から適用する。
平成三十年十二月二十一日
福島県教育委員会

一 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容

試験の名称	開示する項目	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
福島県立高等学校入学者選抜学力検査	教科別得点及び合計得点	Ⅱ期選抜の合格者の発表の日から六日間	出願先の県立高等学校

二 開示の方法
閲覧

(高校教育課)

福島県教育委員会告示第七号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）第十七条第一項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を次のとおり定め、平成三十一年三月十四日以降に合格者を発表する試験から適用する。
平成三十年十二月二十一日
福島県教育委員会

一 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容

口頭により開示請求	口頭により開示請求
-----------	-----------

試験の名称	開示する項目	求を行うことができる期間	求を行うことができる場所
福島県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査	教科別得点及び合計得点	前期選抜の合格者の発表の日から六日間	出願先の県立特別支援学校

二 開示の方法
閲覧

(特別支援教育課)

福島県教育委員会告示第八号

福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)第十七条第一項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を次のとおり定め、平成三十一年一月十八日以降に合格者を発表する試験から適用する。
平成三十年十二月二十一日

一 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容

福島県教育委員会

試験の名称	開示する項目	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
福島県立中学校入学者選抜適性検査1、適性検査2、実技検査及び作文	一般選抜における適性検査1及び適性検査2の得点並びにスポーツ選抜における実技検査及び作文の得点	入学者選抜結果の通知書の発送の日の翌日から六日間	出願先の県立中学校

二 開示の方法
閲覧

(義務教育課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二

号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十年十二月六日次のとおり指定した。
平成三十年十二月二十一日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤俊博

施設の名称	施設の所在地
医療法人美波会介護老人保健施設しろがねの里	いわき市四倉町字東一丁目五四番地